

平成 28 年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「平成 28 年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調達等合理化計画」を以下のとおり定める。

1 調達の現状と要因の分析

(1) JSC における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 293 件、契約金額は 374 億円である。また、競争性のある契約は 195 件 (66.6%)、260 億円 (69.6%)、競争性のない随意契約は 98 件 (33.4%)、113 億円 (30.4%) となっており、平成 26 年度と比較して件数・金額とも増加している。

競争性のある契約については、日本青年館・日本スポーツ振興センター本部棟の新営工事関係の契約 (165.8 億円/2 件)、旧計画の新国立競技場新営工事 (スタンド工区) 契約 (32.9 億円)、新国立競技場整備事業 (第 1 期) 契約 (24.9 億円) 等があったため、前年度と比較し契約金額が大幅に増加している。

また、競争性のない随意契約については、スポーツ振興投票事業における広報・広告宣伝業務契約 (49.3 億円/11 件)、ジュニア・ターゲットスポーツの育成・強化委託事業契約 (5.1 億円/9 件)、次世代ターゲットスポーツの育成・強化委託事業契約 (4.8 億円/8 件) など、既に企画競争等において特定された者と継続的に契約する必要等があったため、前年度と比較し契約件数、契約金額ともに増加となっている。

表 1 平成 27 年度の JSC の調達全体像及び前年度比較 (単位: 件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	146 (55.7%)	100 (54.0%)	181 (61.8%)	194 (52.0%)	35 (24.0%)	95 (95.0%)
企画競争・ 公募等	38 (14.5%)	12 (6.3%)	14 (4.8%)	66 (17.6%)	△24 (△63.2%)	54 (466.5%)
競争性のある契約 (小計)	184 (70.2%)	111 (60.3%)	195 (66.6%)	260 (69.6%)	11 (6.0%)	149 (133.8%)
競争性のない随意契約	78 (29.8%)	73 (39.7%)	98 (33.4%)	113 (30.4%)	20 (25.6%)	40 (55.2%)
合計	262 (100%)	184 (100%)	293 (100%)	374 (100%)	31 (11.8%)	189 (102.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 27 年度の対平成 26 年度伸率である。

(注 3) 少額随契案件を除く。

(注 4) 平成 26 年度の「競争入札」及び「企画競争・公募等」の欄については、平成 27 年度調達等合理化計画の記載を誤謬訂正している。

(2) JSCにおける平成27年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は102件(52.3%)、契約金額は14億円(5.2%)であり、平成26年度と比較して件数は増加しているが、金額は減少している。一者応札・応募の契約件数の増加原因は、特殊な研究、トレーニング及び医療機器の購入契約等での契約件数が増加したためである。

表2 平成27年度のJSCの一者応札・応募状況及び前年度比較 (単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	106 (57.6%)	93 (47.7%)	△ 13 (△12.3%)
	金額	70 (62.5%)	246 (94.8%)	177 (254.4%)
1者以下	件数	78 (42.4%)	102 (52.3%)	24 (30.8%)
	金額	42 (37.5%)	14 (5.2%)	△ 28 (△67.4%)
合計	件数	184 (100%)	195 (100%)	11 (6.0%)
	金額	111 (100%)	260 (100%)	149 (133.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募等)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対平成26年度伸率である。

(注4) 平成26年度の係数については、平成27年度調達等合理化計画の記載を誤謬訂正している。

2 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募の改善及び競争性の拡大の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札・応募の改善

① 発注見通しの事前公表

一者応札・応募の改善として、「発注見通し」をJSCのホームページに掲載し、四半期ごとに掲載内容の更新を行うことにより、受注希望者へより精度の高い情報提供を引き続き行う。

【「発注見通し」の掲載対象案件に対する掲載件数(前年度実績比率以上)】

② 一者応札・応募となった原因等の把握

入札説明書等を取得した事業者で入札に参加しなかった者から所定の様式により意見を聴取するなど、一者応札・応募となった原因等を把握し、次回以降の調達に活用していく。

【「意見聴取」の対象案件に対する聴取実施件数(前年度実績比率以上)】

③ 随意契約事前確認公募への移行検証

平成27年度に整理を行った、随意契約事前確認公募への移行要件に基づき、複数年に渡って一者応札・応募になっている案件について、移行検証を行う。

【移行検証対象案件に対する検証実施件数(前年度実績比率以上)】

(2) 競争性の拡大

オープンカウンタ方式の実施

平成27年度に少額随意契約案件への対応として導入した、オープンカウンタ方式見積合わせの実施を行い、多数の者に競争参加の機会を広げる。

【オープンカウンタ方式の実施件数(前年度実績件数以上)】

3 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された適正契約検証チーム（総括責任者は財務部を担当する理事）に報告し、JSC 会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合において随意契約を締結せざるを得ない案件については、事後的に報告を受けることとする。

【点検対象案件に対する点検実施件数（前年度実績比率以上）】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 平成 27 年 11 月の会計検査院による指摘（規則等に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていたり、当該手続を経て確定した契約書に基づくことなく支払を行っていたりなどしていたもの）を踏まえ、再発防止に向けた以下の取組を行う。

a 事業担当部署から契約担当部署への事前付議（スケジュール管理）の徹底

- ・契約手続について、事業開始日を勘案してスケジュール管理を行うなど適時・適切な契約手続を実施することを徹底する。
- ・確実な事前付議のための環境整備として、「契約予定案件リスト」を作成し、当該リストに基づきスケジュール管理を徹底する。

【当該取組の実施状況】

b 出納手続における内部牽制の実施（チェックの徹底）

- ・適切な手続を経た案件のみが支払われるよう、契約担当部署等と出納担当部署との内部牽制を徹底する。

【当該取組の実施状況】

② 監督、検査の見直し

不祥事等の発生を未然に防止するため、監督職員、検査職員について、合理性・妥当性の観点から見直しを行い、実効性のある監督、検査を実施する。

【当該取組の実施状況】

(3) 契約事務マニュアル（契約担当者用）の作成

契約事務マニュアル（契約担当者用）を作成し、各契約部門に対して説明会等を開催する等、共有化を図るとともに実践する。

【当該取組の実施状況（マニュアル作成、説明会実施回数）】

(4) 建設工事契約の適正化の推進

建設工事の契約関連事務については、文部科学省等が定める建設工事等の契約関連事務処理に関する通知等に準じて適切に取り扱う等、適正な実施の推進を図る。

【当該取組の実施状況】

4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部を担当する理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務部を担当する理事

副総括責任者 財務部長

メンバー 経営戦略室長、経営戦略室及び財務部の各課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一人応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、JSCのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。